

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に関する静岡県弁護士会の対応 について

本年6月2日から3日にかけて、台風第2号が静岡県に接近するのに伴い、県内各地に記録的な大雨が降り、災害救助法の適用が決まった静岡県磐田市を始め、県内の広い範囲で、多数の被害が発生しています。

まずもって、このたび被災された全ての方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

静岡県弁護士会では、この被害に際し、被災された方々に寄り添い、これまで培ってきた知見とネットワークを結集し、全力で皆様方の支援に当たらせていただくことを、ここに表明いたします。

当会と当会所属の弁護士は、法律問題に限らず、被災された方々のお困りごとやご心配ごとに耳を傾け、必要な各種の支援制度などの情報をご提供する活動や、電話や面談での無料相談活動など、今後、あらゆる方策を行っていく所存です。

ご相談を希望される方に対しては、6月5日より、次の番号にお電話いただければ、担当者を早急に決めて折り返しお電話での無料相談に応じる態勢を整えております（お申し込み電話番号・054-204-1999）。

法律問題に限らず、各種の支援制度のお問い合わせなど、どんな些細なことでも、どうかお気軽にお電話ください。

また、災害発生直後から、懸命な救助・救援・復旧活動に従事されている消防・警察・自治体職員、ボランティアの皆さま、その他ご関係の皆さま方に心よりの敬意を表します。

当会も、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、そして各地の弁護士会はもちろん、静岡県や被災市町、静岡県災害対策士業連絡会など関係諸機関と連携して、被災された皆様の不安と負担を少しでも軽くし、一刻も早く平穏な生活に戻れるよう、全力で支援活動を行って参ります。

発災直後につき、取り急ぎ皆様に当会の基本的な対応方針をお伝え致します。

なお、当会の今後の支援活動につきましては、当会ウェブサイトなどをご確認ください。

2023年（令和5年）6月3日

静岡県弁護士会

会長 杉田 直樹